

## 厚生文教常任委員会会議録（副本）

◎開会年月日 平成29年6月1日（木曜日）

◎場 所 第1委員会室

◎時 間 午前10時03分 開会  
午前11時53分 閉会

### ◎出席委員

委 員 長	佐藤利明君	副 委 員 長	飯田美和子君
委 員	小原庸行君	委 員	鎌田信一君
委 員	神原富三夫君	委 員	中山康子君
委 員	木下浩一君	委 員	武藤拓也君
委 員	荻野節子君		

### ◎欠席委員

なし

### ◎傍聴議員

議 員 櫛桁秀男君

### ◎説明員

町 長	池田拓君	副 町 長	山根博範君
教 育 長	浅野浩嗣君	税 務 課 長	新保慶二君
税 務 課 長 補 佐	芝田武生君	税 務 課 主 幹	外山巧君
保 健 福 祉 課 長	小林正樹君	保 健 福 祉 課 長 補 佐	佐々木俊也君
保 健 福 祉 課 長 補 佐	愛下延幸君	保 健 福 祉 課 介 護 保 険 係 長	徳田邦明君
地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー 主 幹	紫竹恵君	地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー 主 幹	竹谷則子君
地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー 保 健 師	三島康子君	子 育 て 医 療 課 長	長崎哲之君
子 育 て 医 療 課 長 補 佐	松本雅彦君	建 設 課 長 補 佐	高田良一君
教 育 委 員 会 管 理 課 長	田中聡君	教 育 委 員 会 管 理 課 主 幹	村井健次君
教 育 委 員 会 給 食 セ ン タ ー 次 長	塩谷昭宏君	教 育 委 員 会 給 食 セ ン タ ー 主 幹	須甲則幸君

### ◎職務のため出席した議会事務局職員

事 務 局 長 若生正浩君 主 幹 久保朋也君

### ◎議 事

1. まちなか元気ステーション事業整備について
2. 平成28年度浦河町介護保険特別会計決算見込みについて

3. 平成28年度浦河町国民健康保険事業特別会計決算見込みについて
4. 浦河町国民健康保険税条例の一部改正について
5. その他

○委員長（佐藤利明君） 皆さん、おはようございます。ただいまから厚生文教常任委員会を開会いたします。

本日の会議に説明員として、町長、副町長、関係課長等の出席をさせております。

委員は、全員出席であります。

榊垣議員から、傍聴の届出があります。

本日の追加資料として、2件目の介護保険決算資料として、介護保険利用状況等の資料。また、5件目その他として、後期高齢者医療保険料及び国民健康保険税の軽減判定誤りについてを配布しておりますので、ご確認を願います。

それでは、これから案件の調査を行います。本日の案件は、5件であります。順次議題としていきます。

これより、第1のまちなか元気ステーション事業整備について、町部局の説明を求めます。

○保健福祉課長（小林正樹君） 私のほうからは、1番目のまちなか元気ステーション事業整備について、説明させていただきます。資料の1枚目をご覧ください。

1番、まちなか元気ステーション設置工事について、予定事業費につきましては、4,000万円とさせていただきます。内訳といたしましては、建築工事、電気設備工事となっております。

施設概要、全体面積615平米、186坪。これは、前回と変更ございません。増幅分でございますけれども、1番目高齢者ゾーン295平米。これは、テーブルとか置く共有スペースも含めたゾーンとなっております。2番目にキッズゾーン140平米。3番目に事務ゾーン180平米となっております。

施設配置図でございます。2枚目の施設配置図をご覧ください。前回4月28日の委員会で承認されたA案の案から大きな変更はございませんが、細かな変更点を説明させていただきます。

まず、右下の屋内運動スペース四角あるのですが、その右上のほうに小さく、器具庫あります。×印。こちらにつきましては、器具をちょっと下のほうにずらしまして、物置のスペースを設けまして、こちらにキャスターに乗せた椅子だとか、器具を入れるロッカーなどをこちらのほうに設置スペースとして新たに設けさせていただきました。

2番目に屋内運動スペースの防球ネットを取り上げております。これはマシンにつきましては、床に固定するなどして防犯対策をしようとしております。また、利用者が後ろから見られたくないという部分につきましては、衝立、スクリーンのなものを、移動式のスクリーンのなものを用意して、そういうもので対応しようと考えております。

3番目、左のフリースペース、キッズスペースの部分なのですが、柱の周りがあった椅子を取りやめております。なるべく下のほうにクッションなどでスペースを広く取りたいということで、あえて椅子を取りやめております。あと、下足の移動などということで、細かな変更のみとなっております。

2番目のショッピングセンターMioとの賃貸料等につきましてご説明させていただきます。

まず、賃貸料につきましては、月額100万4,400円。計算式は、186坪掛ける坪当たり5,000円掛ける消費税となっております。1坪当たり5,400円。これは、前回のものと変更してございません。電気料につきましては、月額8万6,650円消費税込みとなっておりますけれども、これは基本照明代でございまして、ちょうど賃貸面積の上の灯りが共有となっております。Mioの灯りにつきましては全館1系統となっております、それぞれの店舗の賃貸面積に応じて、按分によって算出しております。元気ステーションにつきましては、面積按分でいきますと8万6,650円と

というのが月々かかってくる。これは、基本照明代のみとなっております。賃貸料並びに電気料につきましては、工事着工から発生することとなっております。

3番目、6月定例議会補正予算の提案といたしまして、まず1番、設置工事費といたしまして、4,000万円を計上させていただきます。

2番目、賃貸料につきましては、904万円となっております。工事につきましては、7月または8月を予定しているのですが、一応最大ということで、7月から翌年3月までの9カ月分ということで算定しております。

3番目の電気料は、先ほどの基本照明代ということで、78万円。こちらも7月から3月までの9カ月分ということで算定しております。

歳出予算科目につきましては。民生費、社会福祉費、地域包括センター費のほうで計上させていただきます。

上記のほか、備品購入費、移転費用等につきましては、設計が決まらなければ算出できない部分がございますので、こちらにつきましては9月定例議会で補正予算を提案予定でございます。

以上で説明を終わります。

○委員長（佐藤利明君） 以上、説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方は、挙手を願います。

○委員（鎌田信一君） この電気料、基本的に面積割なのだけれど、今の包括センターで使う床面積は大体、この面積は何%くらいなの。ミオの中で、按分するような形でしょう。

○保健福祉課長（小林正樹君） 済みません。ちょっとそちらにつきましては、全体の面積のほうは後ほどお答えさせていただきます。申し訳ありません。

○委員長（佐藤利明君） ほか、ございませんか。

○委員（神原富三夫君） トイレのところなのですが、トイレは、これは洋式トイレなのですか。

○保健福祉課長（小林正樹君） 洋式もございます。

○保健福祉課長補佐（佐々木俊也君） 鎌田委員の先ほどのご質問にお答えします。MiOの面積につきましては、全体で2,149平米。まちなか元気ステーションが615平米になりますので、全体で28.6%になります。

○委員（神原富三夫君） 前回から引き続いて質問しますと、1年間の利用者が大体6,000人ということで見ますと、1日で大体十六、七人くらいになるのですが、その利用計画は、ちょっと前の副町長の答弁だと、それというのはもうできているのですか。

○保健福祉課長（小林正樹君） 利用計画につきましては、設計が決まってからということで、これからでございます。（発言する者あり）

オープン前までには、利用計画をまとめたいと考えております。

○委員（小原庸行君） 1番下の備品購入費、結構な備品を購入しなければならないという予定でいるのですか。そこら辺について、ちょっとお願いします。

○保健福祉課長（小林正樹君） 基本的に、今事務室で使っている備品で使えるものについては持って行こうと思っておりますが、例えば、屋内運動スペースのところの健康器具につきましては、こちらのほうにつきましては全て新品でございますので、それなりの量になると思われま。す。（発言する者あり）

備品につきましては、補助金の関係もございまして、29年度ですべてということではなくて、補助金とかいろいろ見合いを見て30年度と2カ年に分けて導入予定でございます。

○委員（小原庸行君） 結構な金額になると思うのですけどね、そこら辺ちょっとどのくらいかわかります。全然、まだわからないのかな。

○保健福祉課長（小林正樹君） 一度ある程度のものは計上して見たのですけども、また設計のほうも変わってございますので、そこで金額は変わっていますので、今幾らと言いますと、そこは一人歩きしてしまう可能性がございますので、やはりある程度決まってからご報告させていただきます。

○委員長（佐藤利明君） 言いたいこと、あとはございませんか。

それでは、別にないようですから、本案件についての質疑は以上で終了いたします。

それでは、まちなか元気ステーション事業整備について、町部局から説明がありましたが、説明報告として終了してよろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤利明君） 本案件は、説明報告として、終了いたします。

次に、第2の平成28年度浦河町介護保険料特別会計決算見込みについて、町部局の説明を求めます。

○保健福祉課介護保険係長（徳田邦明君） 私のほうからは、平成28年度介護保険特別会計の決算見込みにつきまして、お手元の資料に基づきまして、ご説明をさせていただきます。

1枚目の資料1をご覧いただきたいと思います。こちらは、5月22日現在の平成28年度の決算見込みを予算項目ごとにまとめたものでございまして、決算額につきましては、多少変動する見込みがありますことをご了承いただきたいと思います。

資料1の上の表、歳入の1番上、保険料の決算見込額1億9,796万7,937円から始まりまして、以下分担金及び負担金、道補助金までは記載のとおりでございます。その下の繰入金のところでございますけども、一般会計からの繰入金が1億6,710万6,906円となりまして、その他財産収入、前年度繰越金を合わせました歳入の合計が11億5,056万4,022円となる見込みでございます。

その下の表、歳出につきましては、総務費が2,429万4,618円。保険給付費が10億5,649万1,577円。その他地域支援事業費、職員給与費等合わせた歳出の合計額が11億3,722万7,815円となりまして、一番下にありますとおり、平成28年度の歳入歳出収支見込額は1,283万6,207円となる見込みでございます。なお、上の歳入の表の1番右側にあります翌年度精算額であります。支払基金交付金、国庫負担金、道負担金の概算交付を受けた分の翌年度精算による還付額を合わせたトータルで、175万4,780円を還付することとなります。

実質的な収支見込額は一番下にありますとおり、1,108万1,427円となる見込みであります。

これらの今申し上げました翌年度の精算額等につきましては、6月定例議会で補正予算案を提出させていただき予定でございますので、よろしくお願いいたします。

次に、2枚目の大きな資料でございます。平成28年度介護保険事業の仕組みをご覧いただきたいと思っております。こちらにつきましては、先ほどの決算見込額を事業別にまとめたものであります。左側の表が全て歳入、右側が歳出となりまして、大きく4段に分かれていまして、1番上の表が保険給付に係る事業。2段目が要介護認定等の一般事業に係るもの。3段目が介護予防事業に係るもの。1番下の段が包括的支援事業に係るものとなっております。

次に、3枚目の資料3でございますけれども、介護保険事業は3年間の計画負担ごとに必要なサービス料を見込みまして、介護保険料を徹底することとなっておりますが、平成28年度は第6期計画期間の2年目ということに当たります。平成28年度の決算見込状況につきましては、先ほどご説明いたしましたように実質収支見込額が1,108万1,427円となっております。介護保険基金の年度末残高は1,786万円となる見込みでございます。

次に、資料3の2ページ目でございますけれども、ここでは平成28年度の介護給付計画額に対する支出額の内訳をサービス区分ごとに記載させていただいております。平成28年度の保険給付費の状況につきましては、計画額10億2,675万2,000円に対しまして、支出額は10億5,649万1,577円となりまして、計画額に対する進捗率は102.9%となっております。

主な増減の内容につきましては、備考欄に記載のとおりとなっております。保険給付費全体では計画に対して2,973万9,577円プラスという結果となっております。また、本日追加資料としてお手元に配布しております資料は、参考資料ということで、平成24年から平成28年度の介護保険事業状況の推移を記載しております。過去5年間の高齢者人口や要介護者数の推移から始まりまして、サービス種類ごとの利用件数を4ページまで記載。また、5ページから8ページまではサービス種類ごとの保険給付費を記載してありますので、参考にご覧いただければと思います。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（佐藤利明君） 以上で説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方は、挙手を願います。

○委員（神原富三夫君） 住宅改修サービスというのでは、主なものはどういうところを改修されていきますか。

○保健福祉課介護保険係長（徳田邦明君） 介護保険の住宅改修サービスにつきましては、玄関の段差解消でスロープの設置ですとか、お風呂、トイレなどの手すりの設置が主なものとなっております。

以上です。

○委員（荻野節子君） 資料3の2ページ目、ここのところで訪問サービスというところの訪問介護、訪問看護が大きく伸びていて、それから、その次の居宅療養、訪問リハ。ここのところが結構伸びていて、そこに新規事業者開始による件数増と、こういうふうになっているのだけ。ここのところの主に増えた理由。新規事業者、それだけなのか。そここのところを聞いておきたいのと。

それから、福祉用具のところなのだけれど、福祉用具の貸与が件数的に527万だから、結構伸びているのではないかなというふうに思うのですが、ここのところの主にレンタルだと思うのですが、在宅がふえているから伸びているのか。そここのところはどうか考えているのかというところで。

それから、ずっと下のほうにあって、定期巡回・随時対応型訪問介護看護とあるのだけれど、これは24時間対応の介護のことなのだけれども、説明を見ると新規利用者の増ということで、これは浦河町ではできない事業なのですよ。24時間対応はどこもやっていないので。ここがふえた、新規利用者の増というのはどこがやっていてふえているのか。ここのところは、私も何回か一般質問でしているけど、できないということだったのだけれども、どういうことなのか。そここのところを聞いておきたい。

それから、その下の地域密着型通所介護。これは、いわゆるデイサービスなのだけれども、ここが698万減った理由は何なのか。意外とデイサービスというのは喜ばれていると思うのだけれども、どうなのか。

それから、施設介護のところなのですが、ここも三角付いているところなのだけれども、ここは施設入所だから、病院に入院したりして出ればこういうこともあるのかなというふうに思うのだけれど、一番心配しているのは、去年の老人ホームに入っている人が所得の制限だとか、入居の基準というか、それが変わったり、それから、介護を受ける人でも所得によってサービス料の1割負担が、2割負担が導入になった。そういうことで、老人ホームに入っている人でも今までは安かった人が高くなった、1,000万以上預金があるとか、それから夫婦別々になれば、所得の関係だとかいろいろあることがあって、負担増になった人がいて、全国的には老人ホームから出たという人も居るのだけれど、浦河はそれを聞いていないのだけれども、ここが三角付いているということは、こういう関係で変化があったのか。あったとすれば、どういう理由だったのか聞きたいと思います。

○保健福祉課介護保険係長（徳田邦明君） ただいまの荻野委員からの5点の質問に対しまして、お答えさせていただきます。

まず、1点目の訪問サービスの関係で、計画を大きく上回っていますがという部分ですけれども、訪問サービスにつきましては、28年度に町内におきまして、新規の事業者が訪問介護と訪問看護の事業を開始したことによりまして、給付費が増加しているのが大きな要因となっております。

居宅管理費用などのお医者さんや看護師さんが利用者の自宅を訪問して指導を行うサービスにつきましても、増加傾向にありまして、これは在宅で介護を受ける要介護者の増加が顕著であるというふうに推測してございます。

続きまして、2点目の福祉用具レンタルの関係でございます。福祉用具レンタルの関係で、113%計画比で伸びているということでございまして、福祉用具のレンタルにつきましては、レンタル利用者、レンタルを利用する方の人数の実数もふえていることももちろんありますけれども、既にレンタ

ルを利用されている方が複数の品目、1品目だった方が2品目、3品目というように品目がふえていることも要因でございます。

続きまして、3点目の定期巡回・随時対応型訪問介護看護の関係でございます。訪問介護と訪問看護のサービスが密接に連携しながら、定期的に巡回して提供されるサービスで、荻野委員がおっしゃいましたように24時間対応のサービスとなっております。

浦河町内では、提供事業者はございませんが、息子さんですとか、親戚の方が札幌市のほうにいらっしゃる方で、そちらの住宅ですとか、札幌市のサービス付き高齢者住宅に入居するなどいたしまして、そこで定期巡回のサービスの提供を受けている方がいらっしゃる状況となっております。

続きまして、4点目の地域密着通所介護の関係でございます。デイサービスの人数は年々高まっているところでございます。平成28年4月、昨年度より定員18人以下の小規模のデイサービスが市町村の指定権限となりました。これによりまして、町内の一事業者が地域密着型へ移行となりました。サービスを提供する事業者の人員との体制の問題もございまして、給付費が計画よりも下回っているものと推測しております。

最後、5点目の施設介護給付費全体のお話しでございますけれども、荻野委員がおっしゃいました2割負担の関係でございます。2割負担になる方の状況なのですが、平成29年度の所得状況が現段階では確定しておりませんので、28年度の数値でお知らせいたします。

介護認定を受けられている方で、2割負担の対象となった方は19名おります。このうち実際にサービス利用がある方は15名となっているところでございます。

続きまして、特養や老健施設に入居されている方もお部屋代やお食事代の負担を軽減する制度、補足給付の関係でございます。荻野委員のご指摘のとおり、平成27年度の制度改正によりまして、配偶者の課税状況が勘案要素として追加され、また預貯金1,000万円以上等の資産も勘案要件として追加されたところでございます。これによりまして、28年度の補足給付の申請者数143人のうち、10名の方が補足給付を受けることができなくなりました。これによりまして、補足給付第3段階、年金額80万円以上の方から非該当、受けられなくなった場合におきましては、一月当たり3万6,000円程度の負担が増加することとなっております。

また、平成28年度、昨年からは遺族年金や障害年金などの非課税年金も補足給付の判定に用いられることとなりまして、負担が増加する方が、同じく先ほどの143名の申請者数のうち、25名おりまして、平均月に2万円程度の負担が増加いたしました。町内におきまして、これら補足給付の制度改正によりまして、施設を退所されたというお話しは聞いておりません。

以上です。

**○委員（荻野節子君）** 本かに介護を受けて在宅で暮らせるというのが良いことなのだけど、一方では、この2割負担になったら、今まで受けてきたサービス料の倍になるということだから、なかなか大変なのですよ。介護度4とか5で受けられるサービス全部受ければ、月にすればサービス料だけで3万4,000円から3万6,000円くらいになる。それが倍になるということはね、7万円を超えて毎月サービスを受けたら払わなければならない。そういう人が今の数字でいくと、対象者19人だけど、数字的に言えば、だけど、介護受けている人は15人。いくら高い年金をもらって、高い年金って言ったって、今年金も減らされてこういうところに該当する人は大体、国家公務員とか地方公務員とか、大きな会社に勤めていて、厚生年金を満額もらえている人くらいだから。

だけれども、やっぱりそれを毎月ということで、そのほかに食べて、病院にかかって、いろいろあ



るわけで、本当に大変だと。それを今度の国会では、来年だったか、3割も導入ということになるわけで、何のための介護保険なのかというのがね、浦河の町を見ただけでも、こういうふうになっているというのが一つですね。

それから、この小さい通所介護、デイサービスのところ、人員体制ということで、結局新規事業者の開始によって、訪問介護もふえているわけだけでも、やっぱり新しい事業者ができるということは、これも、福祉も競走の社会だから仕方がないとしても、結局は人の取り合い。そういうことで今まで頑張ってきたところがサービスを受け入れられなくなる。そういう事態も起きている。そういう実態がこの半年の間で見てきたと。そういうことではないかなと。そういうふうに、私は今回のこの仮決算の状況を見てそういうふうに思ったところなのですよ。

それで、今浦河で新しい事業所はサービス付き高齢者住宅だから。そのとおりにいけばこんなにサービスは、本来はふえないのだけど。結局、介護を余り必要としない人が入る施設だったのだけど、結局は大半がサービスを受けなければならない人が入ったことによって、こういう今回の介護のサービスの内容、状況を見ればそういうことが起きていると。それも半年の間で非常に顕著に出たというふうに、私はこの結果から見て思っているのだけど。

介護する側に立てば、とにかくいろいろな形で受けられればいいと、そういうことなのだけれども、そこを否定するわけではないけれども、来年はまた介護保険の見直しの年でもあって、このままでいけば、浦河町の介護保険料がどうなるのかなという、すごい心配。今で、これだけでね、そしてさらに要支援1・2の分はね、国が補助金を減っている分、全部町が持っているわけだから。そのところを考えると本当に町の持ち出しもふえ、それを切るということになると、今度はお年寄りも困るし、そのところが本当に悩ましいなというふうに思っているのですよね。だから、これが今後の介護保険事業への影響、それがどんなふうになっていくのかというのを町のほうでは考えているのだと思うのですけれども。

これから新たな計画もつくっていかなければならない。そして、介護度1・2の人も保険から外すって言っているわけだから。一層大変になるということが今回の決算の結果で、考えすぎかもしれないけど、私は非常に大変だなというふうに見ているのです。

ちょっと、きのうからきょうにかけて聞いたところでは、定期巡回型、ここのところも始まっていると聞いたのだけど、訪問看護師さんなり保健師さんが24時間態勢を取っていて、電話があれば町内の開業医にお願いして行ってもらっているのだと。それが今始まっているというふうに聞いたので、ここが入るとさらに大変だなというふうに思うので、これからの介護事業のあり方、こういう実態を見てどのように考えておられるのか、そのところもし考えていることがあれば聞いておきたいなど、この際思います。

**○保健福祉課長（小林正樹君）** まず、保険給付の状況の説明なのですけれども、先ほど荻野委員申しましたけど、サ高住ができたということで、訪問サービス費については、実際伸びております。介護度の付いた人がそちらに入ったというふうに。

一方で、施設介護給付費については、例えば介護老人保健施設につきましては、1,899万2,000円ほどかかっている。こちらについては、もともとの施設に入居していた人がサ高住に移動して、その施設部門についてはマイナス。実際減っているという状況が出ております。これは、あくまで半年間の状況なので、今後どうなるかというのはこれからの状況でございます。

この29年度決算終わって、今後の計画にどう反映するのかということでございますが、当然28

年度というのは計画期間の2年目の実績でございます。このあと29年度の途中までの状況、またこれからの町内のサービスが、介護サービスがどのようになるかというのを各事業所のほうからのヒアリングもございますので、それらを勘案して、どのような計画にするかというのは今後検討していきたいと考えております。

○委員（荻野節子君） 意見だけど、私は、これから業者のヒアリングもする。全体として検討していきたいということだけでも、国のほうも、道の、一般報道では改正と言うけど、私は改悪という、この個人の負担を、個人の利用料もふやし、さらに保険料も上げる。これは、お年寄りばかりではなくて、若い人も含めて、今40歳をさらに下に広げようかという、そういう全国的な動きの中からいくと、浦河町もそういうふうになると、今でもみんななかなか払うのに大変だ。それが、若い人は国保に上乘せされてくるわけだから、一層大変な状況になっている。

そういう中で、サービスを減らすわけにもいかないし、事業所をなくするというわけにもいかないし、そういう中で、本当に安心して介護ができる、そういう体制を町としてはつくっていかねばならないわけで、そここのところは町民全体の暮らしのこと、それから高齢者が安心して住み続けられるまちづくり、そういう面から十分検討して新しい計画をつくってほしいということを言っておきたいというふうに思います。

○委員長（佐藤利明君） ほか、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤利明君） では、別にないようですから、本案件についての質疑は以上で終了いたします。

それでは、平成28年度浦河町介護保険特別会計決算見込みについて、町部局の説明ありましたが、説明報告として終了してよろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤利明君） 本案件は、説明報告として終了いたします。

ちょっと、職員の入れかえがあります。

（暫時休憩）

○委員長（佐藤利明君） それでは、再開いたします。

それでは、次に第3の平成28年度国民健康保険事業特別会計決算見込みについて、町部局の説明を求めます。

○子育て医療課長補佐（松本雅彦君） 私のほうからは、平成28年度の国民健康保険事業特別会計決算見込みにつきまして説明いたします。

まず、国保会計につきましては、平成16年度より続いておりました累積赤字が解消されまして、

平成28年度の決算におきましても、一般会計からの繰り入れによりまして、収支均衡が図られているということでございます。

町単独分の繰入金につきましては、平成28年度予算7,000万円に対しまして、必要最小限の繰り入れを行うため、繰入金の事務処理上、5月22日現在の収支不足2,344万1,181円を繰り入れすることとしています。

今回の資料につきましては、5月22日現在のものでありますので、5月22日現在で会計収支がゼロとなっておりますが、確定していないのは、保険税の部分で5月23日以降の5月末までの保険税の部分につきましては、会計収支の黒字、翌年度の繰り越し分というふうになってございます。ちなみに6月1日現在で申し上げますと、約130万円の黒字となっております、この部分が翌年度も繰り越す予定となっております。

次に、1枚目の決算見込額、表のところをご覧ください。この表では、平成27年度決算の状況と平成28年度の決算見込みの状況を記載しております。

まず、①の歳入でございますけれども、平成28年度総額18億3,436万6,386円となりまして、前年度と比較しまして6,329万5,041円の減少となっております。①の歳入のうち、保険税につきましては、滞納繰越分は確定しておりますけれども、現年分につきましては5月22日現在の収入額となっております。

平成28年度保険税の決算額につきましては、3億8,224万4,488円の収入となっております、前年度より4,491万7,674円の増額となっております。

中ほどの歳入の保険税収納率をご覧ください。こちらのほうを見ますと、現年分の収納率につきましては、91%ということになってございまして、前年87.5%に対しまして、3.49ポイントの上昇、それから滞納分の収納率につきましては、23.91%で前年22.3%に対しまして1.61ポイントの増となっております。

全道の中でも収納率が当町におきましては低い状況となっておりますが、平成28年度までにつきましては、滞納繰越分を中心に収納をしておりましたけれども、平成28年度につきましては、現年分を中心に収納したことが、保険税の増につながったというふうに考えております。

それから、次に①の歳入の繰入金の状況でございますけれども、平成28年度におきましては、1億5,086万4,755円となりまして、前年度より750万ほど減額となっております。繰入金のうち、町単独分としましては、平成28年度決算では2,344万1,181円となりまして、前年度と比較しまして1,049万3,053円の減額となっております。こちらの主な要因としましては、医療費などの保険給付費の減少によるものというふうに推測しております。

続きまして、歳出の部分でございますけれども、決算見込額の表の②の歳出では、決算額が確定しております、歳出総額が18億3,436万6,386円となっております、前年と比較しまして6,000万円程度減額となっております。医療費などの保険給付費につきましては、前年度10億9,455万3,208円に対しまして、平成28年度支出額が10億6,545万8,631円となりまして、2,900万程度の減額となっております。

中段より下の表の歳出の療養給付費等の状況でございますけれども、主なものとしましては、(2)の療養給付費の一般分が前年度と比べまして2,068万4,000円の減額。それから、退職分の療養給付費が630万円程度減額となっている状況であります。一般分の療養給付費などの前年度と比べまして、入院・外来等に件数が減少しているのが医療費の減少につながったというふうに見ております。

それから、3枚目の歳出の表をご覧ください。3枚目、歳出の中段より少し下のほう、保健事業費の欄をご覧ください。特定健診の状況でございますけれども、受診率数につきましては、前年度33%に比べまして、平成28年現在の見込みでございますけれども、32%と約1%程度減となっております、今ある特定健康診査実施計画、55%の計画値となっておりますけれども、それを下回っている状況でございます。平成25年度からの取り組みでありました、生活習慣病で通院されている方の情報提供など、地域巡回バスの受診等を続けてまいりました。また、今年度、平成29年度につきましては、第3期の計画に基づき受診率60%に設定してございまして、これまで行ってきた事業なのですけれども、受診券の発行ですとか、保健師による地域巡回、それからがん検診との共同実施など、今年度においても実施してまいります。それから、合わせて平成29年度もご承知のとおり、町内に住所を有する方に対する二十歳以上の方を対象で健康マイレージ事業、これを実施しております、特定健診ですとか、がん検診の受診。それから、健康づくりに関する様々な事業を通しまして、町民の健康づくり、それから特定健診の受診率向上に努めていきたいというふうに考えてございます。

それから、私のほうからは、決算見込みについての説明は以上になります。ご審議方よろしく願いいたします。

**○委員長（佐藤利明君）** 以上で説明終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方は、挙手を願います。

**○委員（荻野節子君）** 保険税の歳入のところで、収納率が一举に91%にいったのでね、今の説明だと現年度を中心にしたというけど、前から何回もそれは、ここでも話題になったことだけど、どういわけか、ずっと浦河町は80%台で、国のペナルティーのあるときは少し頑張っていたみたいだけど、このごろはもう、80%台が当たり前になっていて、全道ランクでいくと下から数えたほうがよくて、浦河町と新ひだかが下で競り合っていたという、そういう全道の議員研修会でもらう資料に必ず入っているのだよね。

そういうのを見てきたのだけど、現年度91%というのは、3.49ポイントも上がったというのは、それなりの努力もあったのだらうと思うので、収納率を頑張った理由、そして、滞納繰越もそれなりに伸びているので、頑張ったのだなというふうに思うのですが、素直に。だけど今、来年度から全道一本化という、それに向けて収納率を、やはり悪いところは揃えていくみたいなの、そういう指導もあるやに聞いていたのですが、そのあたりは、特に努力した点というのはどういうところだったのか。

何か、新ひだかでは、人の町のことを言ってあれだけど、差押えとかそういうのを厳しくやったというふうに聞いているのですが、浦河町はどうだったのか。そこのところを聞いておきたい。

**○税務課主幹（外山 巧君）** ただいまのご質問について、お答えをさせていただきたいと思います。

まず、ご案内のとおり、今年度の収納率については、当面収納係が目標としておりました90ポイント台をどうにか達成する見込みとなりました。それで、増の要因ということなのですが、これといって何か特別な取り組みといったことをしたわけではないのですが、ただ一つ言えることは、こちらの収納率の悪さというのは、国保連合会からかねてから指導ということもありますし、税務課としましても全道でも下という部分については、非常に以前から強く認識して、何とかしなければいけないとは思っていたところでもあります。

そういったところから、28年度については、年度当初より現年国保の最優先、この徴収方針、今までもそうだったのですが、それを今まで以上に徴税吏員の中で徹底していくといったことを取り組みました。

まず、大きく二つ。現年・滞納にかかわらず、いわゆる未納者には何らかの手段による接触、折衝を行う。未折衝者ゼロの取り組みであります。これは、督促・催告、文書的なもの、電話、訪問徴収いろいろありますけども、そういった何らかの形でそういった方々への当たりをつけるといったことを、まず一つ行いました。また、折衝時には、まず現年を当然完納して、これ以上滞納をふやさない。つまり、現年完納プラスアルファ、要するに、現年を完納して、なおかつ、滞納繰越分を少しずつ整理していきましょうという折衝の方法。そして、やはり現年国保最優先に完納させていくという方針をこれまで以上に徹底して取り組んでまいりました。

そういったことが結果としてこのような改善に、ようやく実を結んだのかなと。長年の努力がようやくここにきて実を結んだのかなというようなことがあります。

今後につきましても、ことしは90の目標、どうにか達成できましたが、ここで気を抜いてはまたなろうかということもありますし、状況は依然として厳しいものがあります。こういった滞納整理というのは、特効薬的な対策というのはいないのですが、今後もできることを気を抜かず、本当に草の根的な取り組みを粘り強く続けるということしかないのですが、そういったことをこれまで以上に努力していきたいと考えております。

以上です。

**○町長（池田 拓君）** 担当課のほうの心意気は心意気というか。この国民健康保険税の収納率が、木で見れば、枝なのですね。町税とか固定資産税とか、様々なものがあって、大体トータルでの税の収納率全部ひくくると、収納率はそんなに変わらないのです。そうすれば、国保が今言ったような状況の中でいけば、いただいてきた部分を、どこ優先的に埋めていくかという。そうすれば、逆に言えば一般会計が苦しくなるのです。そういったようなこともあるので、ここでの国保税だけの議論を見て数字が上がったからといって、決して喜んでいるわけではなくて、取り組みとしては地道に、今外山が言ったようなことをこれからも取り組んでいかなければならないのですが、ここ50年、60年の課題ではありますので、なかなか難しいのだろうなというふうに思っていますけども。

それから、今年度の数字が、今の全道のほうにも含めて、そっこのほうに振り分けた結果として、一般のほうの税のほう下がっているということでもありますので、その辺もあわせてご理解いただければと思います。

**○委員（荻野節子君）** そういうところはわからないわけでもないのですが、でも職員も頑張ったというところだとは思いますが、そのほかに聞きますけど、一緒に聞けば良かったなと思ったのだけど、それこそ町長ではないけど、どの税もそうだと思うけど、滞納している世帯の特徴というか、そういうのがこの仕事に携わっているとよくわかって、そういうところをどうするかということも議論しながらやっていると思うのですが、どのような特徴があるのかということが一つ。

あと、国保の事業の中に、ここで見れば医療費が件数的にも減っていますよね。それで、どういう、かからなくなった、余り重い病気は、少しは少なくなったということなのか。高額療養費もそんなに変わったわけではないから、どうなのかなと思っているのですが、主にどんなことが考えられているのか。

それから、町の独自分、本来町の独自分を入れなくても会計がうまくいけばいいのだけれども、結構大きく7,000万が2,300万だから、全体として収納も上がったからこういうふうにしたのか、そこのところを聞いておきたいのだけど。

もう一つは、この特定健診は55%の目標で32%というのは、余りにもちょっと情けないのではないかなと。今のところなのだと思うけど。でも、大体3月で28年度分は終わっているから、他所のところを聞くと、例えば特定健診を受けてこういうふうになり病気が見つかって、私はこういうふうになり回復して良かったのですよとか。そういう事例の発表とかね、そういうのを取り組んでいるところは幾らか伸びているというのですよね。健診率が。だから、今回健康マイレージを始めるので、それがどんな効果をあらわすかというのはあるのだけれど、そういういろんな集会とかでやるとすれば、そういう話しもちょっとしてもらったりとかね、そういう取り組みをしているところもあるので、いろんな工夫をして取り組むということも大事ではないかなと思うのだけど、どんなところが、この特定健診の、なかなか伸びない問題点とお考えでしょうか。

**○町長（池田 拓君）** まず、税の関係で言いますと、よく貯金できる人とできない人の差という話しになることがあると思います。貯金をしていける人は、月々の中からもう月に幾らと決めて、そして残りでもって生活をする。そういう人は、貯金が貯まっていく。できない人は、生活をして余ったら貯金に回す。そういう人はなかなか貯金ができないというもののたとえがありますけれども。

同じように、やはり税というのも、これは義務の問題ですから、やっぱりそれは払わなければいけないものだという考え方でもってやってくれている、そういう方が町民の方では圧倒的に多いのですが、そういうところはきちんと払ってもらえるのかな。あるいは、出た収入の中でもって生活をして、余ったら税に払おうかというところがなかなか難しいのかなというふうに思います。

私も税務課長を経験させてもらっている中でもって、もっぱら、収納のほうに歩いて、外に歩いていたのですが、やはり、よほどしっかりした考えでもって、いわゆるかまどをやっていないと、税のほかに電気だ、ガスだ、水道だ、新聞だ、NHKだというふうに、あるいは電話だというふうに、月々必ず来るというのが決まっているのです。それをやはり、よっこして生活をやっていかないと、もちろんそれに見合う収入のない方もいらっしゃいますけれども、なかなか大変ではないのかなというふうに思います。

私どものほうで、税でもって一番大変なのは、分納に応じてくれるのですけれども、そのトータルが、その現年度のほうにかかる税に追いつかないというパターン。つまり、滞納額がどんどんふえていく。けれども、分納には一生懸命に応じてくれる。そういう方が、やはり一番いわゆる誠意は感じるので、大変なのかなというふうに思います。

特に、町民税の場合、農業とか漁業の場合、良い年と悪い年、わりとはっきりしている。良い年の税金が悪い年にかかってくる。1年遅れです、所得税と違う。そのことも国税以上に道町民税含めて、国保税含めて大変なのかなという思いもしてございますけれども。それは、残念ながら国の税法の仕組み上の話しでありますけれども。そういったようなこともあるのかなというふうにも考えております。

もちろん、全然払う気なくて、あるいは国保税も、いや俺は病気になったら生活保護を受けるから、払う気はないよという方もいらっしゃいます。それも、数の中には間違いなくいらっしゃるのですが、多くの方はそういったような工夫をして、努力はしているのだけれどもなかなか追いつかないというのが多いのかなというふうには思っていますけれども。

ただ、こちらとしても税の公平性とか、そういったようなこともありますので、そのところはしっかり意識しながら、税の滞納者の皆さんの生活相談含めて、顔を合わせながら相談に乗ってこれからも取り組んでいきたいなということを私自身も心がけておりますし、税務課の収納係にもしっかりとその辺については申したいというふうに思います。

**○子育て医療課長補佐（松本雅彦君）** 私のほうからは、2点目の医療費の減少の要因と、それから3点目の町独自の減った理由の2点について、お答えいたします。

まず、医療費の現状につきましては、被保険者のその年の増減、ふえたり減ったりですとか、あとはその年の病院の受診状況によっても変動するというふうに推測しておりますけれども、現状で申し上げますと、国保の被保険者が後期高齢者に、要は74歳の方が75歳に移行しているというのが主に、国保の医療費の減少につながっている要因の一つというふうに考えております。

ここ数年では、大体約国保から後期に移られる方が、大体年間180名程度ございますので、その部分が要因かなというふうに考えてございます。

それから、町独自の減額の理由でございますけれども、こちらにつきましては、先ほども申し上げましたけれども、前年と比較しまして1,000万程度繰入金が増えている状況でございます。委員がおっしゃっていましたが、歳入の国保税の増加と、それから医療費の保険給付費の部分が繰入金の減少につながっていると考えています。

医療費、保険給付費の部分については、ここ数年減少傾向にありますので、よろしく申し上げます。

**○子育て医療課長（長崎哲之君）** 私のほうから三つ目の特定健診がなかなか伸びていかない要因ですとか、そういったことについてご報告させていただきたいと思います。

まず、ご指摘のとおりなかなか伸びていかないとか、長年の課題でもあります。あと、50%というのは、国から設定されているものです。もともとが、我々のほうで実績を見て低めな設定ができないのです。50%って国が設定されているものですから、もちろん努力はしておりますし、実際のところは全道の平均が27%程度ですし、50%達成しているのは上位30市町村くらいなのです。北海道自体も、やっぱり低い状況なのかなと。主たる部分は、制度の普及啓発もそうですけども、何せやっぱり私の親もそうですけど、病院へは定期的に通っているのだから、特定健診いなくても病院行っているから心配ないのだというのが根強いという、そういう方がいらっしゃる。

うちの健康マイレージの周知も含めて、九十九大学でもあります、そのときにもマイレージの説明に合わせて、病院に行っているから行かなくていいのだけではなくて、こういう健診を受けて、重くなる前に発見する。これが大事なのです。医療費が重くなってからいくと100万、200万かかるよりは、早いうちにかかって、さらにポイントも生まれますよというようなことをちょっとお話をしたら、ああ、なるほどねというような形もありましたし、あと日曜日に健康づくり習慣の関係で、親子連れの方とか、若いお母さん世代の方とかが来たときにこの説明をさせていただいたときに、奥さんもがん検診、それから特定健診というのはポイントが付きますし、ご主人のほうにも職場の人間ドックで付くので、ああ、なるほど、そういうことをすればポイントも付くねという、ある意味このマイレージを進めることによって誘因というか、誘客できるような一つの手段ができましたので、これは、ことし新規の事業でもありますので、例えば、自治会のほうとか、そういった出前講座ですとか、お声掛けをもしいただければ、私のほうに来て、特定健診の進め方という、こういったことを進めれば健康にもなりますし、ポイントも付きますよというようなことを、ちょっと普及に力入れさせていた

だくことで進めていきたいなど。

ちなみに、今現在の参加申込者なのですけども、200名程度は、参加申込だけです。マイレージのほうは出て来ているので、さらに秋の健診等も含めて普及のほうは図っていきたいというふうに思っています。

よろしくをお願いします。

○委員長（佐藤利明君） ほかにございませんか。

別のないようですから、本件についての質疑は以上で終了いたします。

それでは、平成28年度浦河町国民健康保険事業特別会計決算見込みについて、町部局からの説明がありました。説明報告として終了してよろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤利明君） 本案件は、説明報告として終了いたします。

次に、第4の浦河町国民健康保険税条例の一部改正について、町部局の説明を求めます。

○税務課長（新保慶二君） 浦河町国民健康保険税条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

1番目の改正理由ですが、地方税法施行令の一部を改正する政令の公布に伴い、浦河町国民健康保険税条例の一部を改正するものであります。この改正については、急施を要するため、平成29年3月31日付けで専決処分をしております。6月定例会で報告をさせていただきたいというふうに考えております。

改正内容ですが、低所得者に対する軽減措置の拡充ということで、5割軽減、2割軽減で対象となる世帯合計所得の軽減判定所得の算定中、被保険者数を乗じてかける額を引き上げるというものであります。

7割軽減につきましては、現行のままで改正はありません。変更の中身であります。5割軽減は現行33万円に26万5,000円掛ける被保険者数を足したものの合計所得額となっておりますが、ここの26万5,000円の部分が、27万円と、5,000円額が引き上がるということになります。2割軽減分ですが、同じく33万円に48万円掛ける被保険者数ということとなっております。改正後は49万円と1万円の増となっております。

改正による対象世帯の増減の見込みであります。平成28年度の当初課税のデータを基礎にしまして算出をしております。医療保険分が、5割軽減が10世帯の増、2割軽減が1世帯の増。それから後期高齢者支援分が、5割世帯が10世帯の増、2割軽減が2世帯の増。それから、介護給付分が、5割軽減が4世帯の増、2割軽減が1世帯の増となっております。

これによる軽減分の増の額の見込みであります。合計で69万6,000円となっております。その分が国保税の減少ということになります。

2ページをご覧くださいと思います。附則のところではありますが、この条例は、平成29年4月1日から施行となっております。この2ページは改正部分の改正条項となります。

3ページには、この改正部分の新旧対照表を記載しております。

以上、説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひいたします。



○委員長（佐藤利明君） 以上、説明が終わりましたので質疑を行います。質疑のある方は、挙手を願います。

よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤利明君） 別がないようですから、本件についての質疑は以上で終了いたします。

それでは、浦河町国民健康保険税条例の一部改正について、町部局の説明がありました。説明報告として終了してよろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤利明君） 本案件は、説明報告として終了いたしました。

次に、第5のその他であります。本日追加で配布しました後期高齢者医療保険料及び国民健康保険税の軽減判定誤りについて、町部局からの説明を求めます。

○税務課長補佐（芝田武生君） 今回、後期高齢者及び国民健康保険税の軽減判定について、判定に誤りがありまして、概要といたしまして、後期高齢者医療保険料の算定に当たり、国の示した保険料算定標準システムの軽減判定の一部を、所得計算に誤りがありました。そのために、均等割額の軽減が正しく判定されず、後期高齢者医療保険料の過大、また過小に徴収していた事例が全国で判明いたしまして、別紙1に事例として示してございます。

これを受けまして、同様の算定方法を用いる国民健康保険税の軽減判定についても調査を行いました。これにより、同じような誤りがあることが判明いたしました。

経緯につきましては、上記について厚生労働省が平成28年12月27日に全国的な事象として、報道発表いたしました。これについて軽減判定の調査を行い、後期高齢者医療保険料については、北海道後期高齢者医療広域連合から、平成29年5月1日付けで暫定的な報告がありました。国民健康保険税については、町独自で調査を行いました。

3番の件数及び影響額ということで、こちらは、後期高齢者医療保険については、暫定ではあるのですが、追加徴収しなければならないケースが2件ありまして、金額については1万2,900円。過大賦課、還付しなければならない方については、18件の金額については42万8,800円。こちらは、42万9,000円の補正を6月の議会のほうでさせていただきたいと思っております。

国民健康保険税についてですが、こちらのほうが、追加徴収については16件、52万3,000円。還付につきましては、15件の52万3,000円。還付につきましては、27件の152万9,900円。補正額が153万円ということで、6月に補正したいと思っております。

この対応についてなのですが、該当者に対し文書、個別訪問により概要説明を行います。後期高齢者、国保、過大賦課となる方については速やかに還付を行いまして、過小賦課になっている方については、本来の保険税について、なお納付のお願いをするような形で考えております。

再発防止についてなのですが、法令解釈、確認作業を徹底し、賦課に必要な適正所得の把握を行うことで、再発防止に努めていきたいと思っております。

別紙1・2のほうの説明なのですが、別紙1についてですが、過小賦課、今回追加徴収になる方のパターンなのですが、実際、税法上の計算でいくと、この方全体で250万円の赤字がありまし

た。それについて、プラス分と赤字分で差し引きして150万円の赤字が前年にありました。これに対して、次の年は100万円の年金所得と80万円プラスの事業所得がありましたということで、180万円になりまして、去年出した赤字150万円を翌年度に繰り越して150万と180万で相殺します。それに対して、30万円の黒字になりました。このために30万円しか所得がなかったので軽減をしますよという形で、今現在計算をされています。後期高齢も、国民保険税もです。

ただ、実際は軽減判定の部分については、計算が軽減判定だけの計算をしなければならないということになっておりまして、それでいくと下の部分なのですが、まず実際250万の赤字で確定申告上はやっているのですが、この青色専従者の給料という部分については、損益として認めませんよというふうになっているものですから、要は、この100万というのを見ないのです。それで、年金所得の100万と事業所得の100万で相殺して50万の損失がありました。その50万の損失については翌年に繰り越します。80万と100万の所得があったので、180万の所得があったのですが、純損失で50万繰り越しして持って来ましたので、180引く50で130万円の所得をもって軽減判定をしますよというのが正しいやり方だということなのですね。これでいくと、130万円の所得がありますので、軽減はありませんという形になります。

次に、別紙2なのですが、こちらは還付が発生する場合です。こちらでも税法上の計算で、まず赤字が150万円で、専従者の給料として払っているのが150万円あって、トータルで300万円の赤字があります。この方の所得に対しては、年金だけで50万円しかありません。それであれば、300引く50で250の赤字がこの方には前の年にはありました。次の翌年なのですが、こちらが年金所得50万円と事業所得で70万の損失を出しています。マイナス70ありますので、ここの中だけでマイナス20。要は、プラスになっていないと、赤字しか出ていないので、純損失の繰り越しというのは行わないという形になります。このまま持って来てマイナス20になるのですが、専従者給与というのは、軽減判定の場合は損失として認めないというふうになっていますので、150万円翌年度も150万円の専従者給与があったとして計算しますので、この分についてプラスのほうに加算します。そうすると、150引く70で80万、この人は50万のほかに80万所得が多くなっていますよということになりますので、合計で130万の軽減判定のための所得があります。それであれば、この人は軽減無しというふうになるような形で、今現在計算されているのですが、実際の軽減判定上の計算といたしましては、専従者給与分の150万円をまず相殺します。それについて50と150で100万円の純損失がありましたよ。これについて、80と50のプラスで130のプラスがありますので、マイナスになっておりませんので、100万円の繰り越しが認められますよということになって、130引く100で30万の所得になります。30万については、軽減がかかる部分の所得になりますので、これについては軽減がかかりますよという形の計算になっております。

ここの部分で、要は青色申告の純損失の繰り越し控除を行う際の部分の計算方式について、後期高齢の標準システムというのが国から提供されているのですが、それにはまったく、そこを網羅されていないような状態で提供されておりました。そういう事象が発覚して、国のほうでも後期高齢が間違っていたので、国保のほうに間違えがないのかということで調査が始まったのですが、それに対して、要は道内の3分の2の市町村でこれできていないということになっていました。それに対して、実際に国のほうでどれが正しいのかというのが判断するのにちょっと時間をくれというような形にもなっておりましたので、要は国のほうで、そこら辺のことを考えていなかったとか、そういうような感じになっておりまして、それで、今回の後期高齢と国保についての判定の誤りが発生してしまったということになっております。

○委員長（佐藤利明君） 以上で説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方は、挙手を願います。

○委員（荻野節子君） これは商売をしている人、青色申告の人だけのことで、普通の年金収入だけとか、それとは関係ないということなのね。この返すお金は町の集めたお金から返すことになるの。それと、後期高齢は道から返すことになるの。全部、町が返すの。その原資は町のお金、国が間違っただけだから、来ないの。それはないのね。

謝るのも町が謝って、返すのも町なの。国が悪いということをやつといたほうがいいよ。あなた達だけが悪者にならないようにしてください。

わかりました。

○委員長（佐藤利明君） いいですか、答弁は。

○委員（荻野節子君） いいです。うんと、うなずいていたから。

○委員長（佐藤利明君） ほかに、ございませんか。

別にないようですから、本案件についての質疑は、以上で終了いたします。

それでは、後期高齢者医療保険料及び国民健康保険税の軽減判定誤りについて、町部局の説明がありました。説明報告として終了してよろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤利明君） 本案件は、説明報告として終了いたしました。

それでは、暫時休憩いたします。再開は、11時35分から再開いたします。

午前11時24分 休憩

午前11時35分 再開

○委員長（佐藤利明君） 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

その他の2件目、町内小学校教職員の不祥事に係る処分決定について、町部局からの説明を求めます。

○教育委員会管理課長（田中 聡） 昨年の8月に下半身を露出したとして逮捕されました教職員の処分について、処分が決定いたしましたので、報告いたします。まずもって、資料大変申しわけないのですが、資料の表題の下、26年8月と記載されていますが、28年8月の間違いですので、訂正願います。

概要につきましては、昨年の8月15日、新ひだか町のコンビニエンスストアで下半身を露出したとして、平成28年10月11日火曜日午前8時28分ごろに強制わいせつの疑いで静内警察署に逮捕されたものでございます。処分される職員といたしましては、浦河町堺町小学校の記載のとおり

職員になっております。

経過等につきましては、昨年12月に厚生文教常任委員会で報告しておりますので、それ以降の分といたしまして、12月9日、町教委による本人への事情聴取。

2月27日、処分の内申及び事故報告書等の関係書類を日高教育局へ提出しております。

4月14日、道教委の本庁職員によります事情聴取。

5月11日、道教委の本庁職員による事情聴取の結果に基づいた最終的な事故報告書等を修正し、再提出しています。

処分内容につきましては、平成29年5月31日開催の北海道教育委員会議において、6カ月の停職処分として決定しています。同日付で辞令を日高教育局長より、昨日の17時30分に交付されております。また、その後すぐに、同日付で本人より退職願が出されまして、昨日付で退職という形になります。

以上、報告いたします。

**○委員長（佐藤利明君）** 以上で報告終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方は、挙手を願います。

**○委員（荻野節子君）** こういう場合の処分の仕方ってよくわかりませんが、結構な時間がかかったなということと、本人が退職願を同じ日に出したというのは、早くから退職の意思があつてこういうことだったのか。そのあたりの、退職だったらもっと早く本人が言えればいいのではなかったのかもしれないという気も、新聞まで出ているし、そういう気はするのだけど、そのあたりはどうだったのですかね。

**○教育委員会管理課長（田中 聡君）** まず、これだけ時間がかかったという部分ですけれども、今までの委員会でも報告しているとおりに、当然局と、町の職員と本人がいろいろ事情聴取などを含めたやり取りの中で、本当に細かい質問事項だとか、そういった中で精査を繰り返しながらというのが今までもお答えしたとおりの部分ですけれども。

ただ、途中で不起訴になった段階で、またこの事情がちょっと変わったというのもありまして、かなり時間がかかって、道教委としても慎重な判断が必要だというふうになってございます。

荻野委員おっしゃるとおり、通常先生方の場合でしたら大体半年が基準となっております。多少短かった、長かったりというのがありまして、今回これだけ時間がかかったということは、やはり通常の、単純な交通違反だとか、そういった部分の事案とは違って、より道教委としても慎重に審査する必要があったというふうに判断してございます。

退職にかかった部分につきましては、本人としては、一応2月の中旬ごろから退職の意向というのは示してございました。ただ、道教委のほうとしては、処分が決定するまでは受理できないという形になっています。そういった部分がありまして、処分が決定した後ということで、そういった形でご理解をお願いいたします。

**○委員長（佐藤利明君）** ほかにございませんか。

**○委員（木下浩一君）** 今の説明でいくと、本人は、刑事的には不起訴処分ということだったので、

刑事的には問われなと思うのですが、なのに6カ月の停職処分ということは、ちょっとこれも教育委員会のもどうなのかなど。不起訴になったものをなぜ6カ月も停職しなければならないのかというような、ちょっと疑問は残るのですが。

今こういう、特に事例というのは厳しい状況に北海道の教育委員会もしているようですので、本人が2月時点から辞めたいということであれば、どういう処分が下されても文句は言えないと思うのですが。

今、これは5月31日で退職したので、この後の後任の教職員については、もう手当はされているのかを確認したいと思います。

**○教育委員会管理課長（田中 聡君）** 現在では、本人は休職中の状況でして、もう4月から通常の転任の先生が配置されてございます。ただ、今休職中なので、あくまでも期限付きの先生が配置されているということで、正式な先生となるのは多分来年度という形になります。

先ほど言った謹慎処分というところなのですが、道のほうでも懲戒処分の公表基準というのを設けておまして、どういった事案の場合については氏名を出さないとか、地区だとか学校名は出さないとか決まっているのですが、今回については、新聞報道については一応浦河町という形だったのですが、道のホームページについては氏名まで全部写っているの、特に重大な非違行為。社会的影響が大きいというように判断されたというふうに考えております。

以上です。

**○委員長（佐藤利明君）** ほかにございませんか。

**○委員（荻野節子君）** 私は、一番心配していたのは、今休職中なので、一応配置されているけど期限付きという。こういう配置の仕方が去年からずっと続いて、この事件が起きた後は本当にちゃんと先生の数も揃わなくて、町職員の教員免許を持った人が行っていたとかって聞いているから、そういう事態が、子供たちの現場で起きることが問題なのですよ。

この教師は、自分でわかっていてやったのだらうから、もうあれだけども、こういうことが起きたときに子供たちにどんな影響を及ぼすかという、そこのところを最小限にしなければいけないというところなのでね、今は、人数としては配置されて期限付きということなので、その先生たちも期限付きだと、本当に真剣に子供たちの指導にあたろうというふうにはなかなかならないのではないかと、いうふうに思うのでね、はっきりしたので、そこのところはよく学校とも話し合っ、ちゃんと子供たちの指導に心配無いよう、ぜひ教育委員会から、どうしてもお話をしたほうがいいのではないかと、思います。

**○教育長（浅野浩嗣君）** 今荻野委員からご心配と言いますか、いただいたのですが、昨年はこの事件が起きまして、もともと産休で休んでいるとか、そういった方もいて、定数よりも下回る状況がありました。

今年度につきましては、道教委の人的配置というの、年度・年度でリセットと言いますか、そういった形で、今回は、この先生のケースについては期限付きということで手立てしていただいたと。

数字的なことを言いますと、定数、学級数あるのですが、あとそのほかにいろんな要件があるので、そういった中で、今年度教職員の堺町小学校の定数としては、24です。実際配置さ

れているのが30.5人。0.5人というのは、1人の先生がこの堺町小学校と浦河小学校という先生もいらっしやいまして、そういったことで、ことしにつきましては、そういった体制の中でスタートできていますので、子供たちの学習指導、また生徒指導、そういったことについては十分できているかなと思います。

そんなところもありますけども、教育局に対しましては、そういった人的配慮ということ。学校以外でも起こることがありますので、そういったことは常々訴えていきたいと思います。

以上です。

○委員長（佐藤利明君） ほかにございませんか。

○委員（神原富三夫君） この人の名前、これは何て読むのですか。

○委員長（佐藤利明君） 後で聞いていただけますか。

○委員（神原富三夫君） 後で聞いたほうがいいのですか。

○委員長（佐藤利明君） はい。

○委員（神原富三夫君） それで、この事件をきっかけに道教委の処分の仕方が変わったというふう聞いておりますけどもね、北海道の先生何人いるか知らないけど、まあちょこちょこ、新聞あたりで目にするのですね。まあ、たくさんいれば中にはそういう人もいるのかなと思いますけども。とにかく多いので、この問題と、もう一つはいじめの問題が近ごろ社会問題でよく賑わっておりますけども、そういうことで、新教育長には初めての委員会なので、この辺の取り組み方というか、施政方針演説を。

○委員長（佐藤利明君） 不祥事についてだけ、お答えください。

○教育長（浅野浩嗣君） ありがとうございます。先生方と言いますか、コンプライアンス、不祥事ということで、これは普通の公務員よりも大変注目されます。中でも、不祥事。例えば、交通事故違反とか、あとは体罰とかそういったものもあるのですけども、中でも今回のようなわいせつ行為と言いますか、こういったことは、特に教育者でありますから、それはもうあってはいけないことであります。

ですから、何と言いましょうか、こういったことが一度起きますとなかなか信頼を回復というのが難しいということで認識しておりますし、ですから、北海道自体もコンプライアンス月間というのを設けて、これは5月、6月なのですが、教職員に対してコピーということで、各学校のほうにも指導しているところでありますけども。

町としましても、これは去年の起こった事件からしているのですけども、月例の、定例の校長会、教頭会というのがあります。そういった中で校長、教頭に指示し、また文書も1回流しております。引き続き私のほうとしましても、今年度になりましてから校長、教頭会ではこういったことを二度とないように、服務規律と言いますか、そういったことを改めて確認して学校運営、子供たちとまた親

たち地域の中で暮らしてほしいということによって来ているところでもあります。

今後ともこういう機会があるたびに、教職員にはそういったことで指示していこうということで考えているところでもあります。

教職員に限らずわいせつ行為というのは、これはいけないことであるのですけれども、改めまして、こういった浦河でも事例がありますので、町内の先生方には強くこのことを指示し、促しているところです。

以上です。

○委員（神原富三夫君） いじめのほうは。

○委員長（佐藤利明君） いじめの関係は、後で、今回のこの件ではありませんので。

○委員（神原富三夫君） いや、その他だから。まあいいわ、委員長がそう言うのなら。

○委員長（佐藤利明君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤利明君） それでは、堺町小学校教職員の処理に係る処分決定について、町部局から説明がありましたが、説明報告として終了してよろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤利明君） 本案件は、説明報告として終了いたします。

その他で、町部局から何かありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤利明君） ないようですので、委員から何かありますか。

○委員（荻野節子君） 4月から学校給食のパンが変わっているって、パン製造業者の都合により変わっているというふうに聞いているので、その経過と今後のことも含めて聞きたいと思います。

○委員長（佐藤利明君） お諮りいたします。今の荻野委員の質疑に対して、皆様のご意見聞いてよろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤利明君） それでは、取り上げたいと思いますので、町部局の説明を求めます。

○教育委員会管理課長（田中 聡） 今委員からご指摘のとおり、学校給食のパンにつきましては、今冷凍のパンを使用しております。その経過につきましては、まず、4月3日に学校給食センターと、パンと米を委託している業者いらっしゃるのですが、そちらの社長が体調不良になりまして、急遽入院して手術するという形になりました。大体2学期始まるころまでくらいはかかる見込みだということがあったものですから、急遽その対処に追われたところがございます。そうした中、一番安全でというか、手配できたのが今提供している冷凍パンという形になります。

8月末ぐらいまで一応考えておまして、各学校と保護者にはその後すぐに通知してお知らせをしたところで、代替措置をして行ったところがございますので、ご理解お願いいたします。

それで、米の部分につきましては、今言ったとおりなのですが、大体8月末くらい、夏休みくらいまでというふうにかかるとは思わないかなと。それは、その本人の病気の回復ぐあいにもよるのですけれども、そういったところで考えてございます。

以上です。

○委員（荻野節子君） パンとかはわかったけど、米飯のほうはいいの。ご飯のほう。それと、病気のこともあるけど、年齢的なこともあるのではないかなと思うのだけど、そのところはどうか考えているのですか。

○教育委員会管理課長（田中 聡） パンについては、どうしても社長が、技術というものが必要となっておりまして、息子さんたちは、専務の方とかいらっしゃるのですが、パンについては専務の方々でもちょっとつくれないという特殊な部分があるというふうに伺っております。

ですから、米のほうについては専務がいますので、そちらがパンと米とで分かれていますけれども、そういう状況です。米については、そのまま通常通りに提供できるというふうに考えてございます。

それと、確かに委員ご指摘のとおり、もうその社長につきましても80歳超えてございますので、当然ご指摘のとおりで、今の段階では当然、うちらもその辺のことも考えて、このあとどういった方向でというのは業者とも相談しながら、いつ、こういったことと言ったら申しわけないですけども、急な対応に、即座に対応できるように形で準備していきたいと思っておりますので、ご理解をお願いします。

よろしく申し上げます。

○委員（荻野節子君） そこはやはりちゃんと考えないと、即、毎日のことだから。そのところをまず。今のことではないにしても、ちゃんと町部局とも話し合ってよく考えていかなければならないのではないかと、私は思うのと。

冷凍パンだから、解凍とかはどういうふうに行っているのかとか、そのところも問題はないのだよね。冷たいパンが当たっているわけではないよね。そのところ、お知らせした文章を見ると、コッペパンが食パンになり、かぼちゃパンがクロワッサンになっているから、子供たちは文句ない、美味しいパンが当たっているのではないかなというふうに思っているのだけど、そのところは十分注意して、よろしくお願ひしたいなど。そこだけです。

今のところ、子供たちからの美味しくないとか、いやだとかという声はないので、十分注意してやっていただければと思います。

いいです。それだけで、終わります。



○委員長（佐藤利明君） それでは、ほかに質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤利明君） なければ、以上で本日の委員会を閉会いたします。ありがとうございました。